

電気専門用語集の制定等の手引き

この手引きは、電気学会 電気専門用語集の制定、改正、確認および廃止の手順に関する事項を定めたものである。

1. 電気専門用語集の位置付け

(1) 制定

電気専門用語集は、電気工学の各専門分野において、専門用語を標準化し、一義的な定義を与えることで、情報、思考、あるいは意志の正確で迅速な伝達を図り、その分野の進歩発展に寄与することを目的として作成されたものである。

電気専門用語集には、電気専門用語集冊子版および電気専門用語集 Web 版がある。

(2) 電気専門用語集冊子版

電気専門用語集冊子版の発行形態には、次のものがある。

- (a) 出版（コロナ社）
- (b) オンデマンド出版（電子図書館）

(3) 電気専門用語集 Web 版

語彙検索が可能な電気専門用語集 Web 版を公開する。

2. 電気専門用語集冊子版の制定および改正の手順

(1) 制定および改正の提案

(a) 電気専門用語集の制定または改正の必要性について、電気専門用語標準化委員会で検討する。電気専門用語標準化委員会は、少なくとも5年以内に内容の確認を行い、改正、現状維持または廃止を判断する。

その際、第3条により、電気専門用語集 Web 版の更新が行われている場合は、その更新内容も評価する。

(b) 電気専門用語標準化委員会は、電気専門用語集冊子版の制定または改正についての提案を受け付ける。その場合は、電気専門用語標準化委員会で提案の採否を検討する。

(2) 原案作成委員会の決定

(a) 電気専門用語標準化委員会が、自ら電気専門用語集の原案作成を行うか、標準特別委員会を設置しそこで原案作成するかを検討する。

(b) 標準特別委員会を設置する場合は、設置趣意書を電気一般部会に提出し、承認を得る。

注記 対象技術を扱う標準化委員会のメンバで原案作成委員会を構成する場合の他に、複数の標準化委員会のメンバを集めて原案作成委員会を構成する場合がある。必要に応じて、電気専門用語標準化委員会がコーディネータとして参画することが望ましい。

(3) 原案の作成

原案作成委員会で原案を作成する。

原案の成果物として、電気専門用語集の用語番号・用語・よみ・英語・定義・備考で構成されるエクセルファイル、図・表・式の png ファイル（以降、これらエクセルファイル及び png ファイルを“検索ファイル”と称する）および「規格票の様式」に従い、これらに索引、解説などを付加し整理した印刷用原版を準備する。

(4) 原案の審議

(a) 標準特別委員会が、原案を作成した場合は、電気専門用語標準化委員会で審議を行う。

- (b) 電気一般部会で原案を審議し、電気専門用語集冊子版案とする。
- (5) 電気専門用語集冊子版案の審議、制定
 - (a) 電気一般部会で承認された電気専門用語集冊子版案を、規格役員会で最終審議し、承認をもって制定・改正とする。規格役員会の審議にあたり制定・改正の骨子を記載した資料を提出する。
 - (b) 電気専門用語集冊子版の制定・改正後、標準特別委員会は、解散する。この場合、当該用語集の継続的なメンテナンスは対象技術を扱う標準化委員会に引き継がれる。
- (6) 発行
 - 出版社（コロナ社）と協議し、発行形態を決定する。
- (7) 公表の方法
 - (a) メールマガジンで電気専門用語集の発行情報を公表する。
 - (b) 電気学会誌の“電気規格調査会だより”に電気専門用語集の発行情報を掲載する。原稿は電気専門用語集原案作成委員会が作成する。
 - (c) 電気学会のホームページに電気専門用語集の発行情報を掲載する。“電気規格調査会だより”を掲載する。

3. 電気専門用語集 Web 版の更新の手順

- (1) 制定／公開
 - (a) 電気専門用語集冊子版を電気専門用語集 Web 版として制定／公開する必要性について、電気専門用語標準化委員会で検討する。
 - (b) 制定／公開を行う場合は、対応する電気専門用語集冊子版の管理情報を示す。
- (2) 更新の提案
 - (a) 更新とは、JEC 規格の「正誤表」「追補」に対応するが、冊子版の改正を伴わず、Web 版のみを改正することをいう。（冊子版の改正は、第2条による）
 - (b) 更新（電気専門用語の追加・修正）を提案する場合は、その更新内容を理由と共に電気専門用語標準化委員会に提出する。

注記1 更新の提案は、既存の標準化委員会に限らず、電気専門用語集 Web 版の利用者など実務に携わる者が自由に行うことができる。

注記2 更新の提案は、電気専門用語集 Web 版の画面に設けられた“電気専門用語集についてのご意見ご要望は標準化推進室をお願いします。”を選択し、電子メールにて行う。

- (3) 更新提案の受付と更新原案の検討
 - (a) 電気専門用語標準化委員会は、更新提案の採用の可否について検討する。電気専門用語標準化委員会は、採用の可否について内容の確認が必要な場合には、当該用語集を制定・改正した原案作成委員会（原案作成委員会が解散している場合は、対象技術を扱う標準化委員会）に問合せを行う。また、採否結果を提案元に連絡する。
 - (b) 誤記など表記上の更新は、電気専門用語標準化委員会が更新原案を作成する。（JEC 規格の「正誤表」に対応）
 - (c) 技術的な検討を要する更新は、当該用語集を制定・改正した標準特別委員会（標準特別委員会が解散している場合は、対象技術を扱う標準化委員会）に、適度の項目数を纏めて、適切な期限（内容により異なるが、一般に半年～1年程度を想定）を定めて更新原案の作成を依頼する。（JEC 規格の「追補」に対応）
- (4) 更新原案の審議
 - (a) 標準特別委員会が、更新原案を作成した場合は、電気専門用語標準化委員会で審議を行う。
 - (b) 電気一般部会で更新原案を審議し、電気専門用語集 Web 版更新案とする。

(5) 電気専門用語集 Web 版更新案の審議

- (a) 電気一般部会で承認された電気専門用語集 Web 版更新案のうち、JEC 規格の「追補」に対応する更新案は、規格役員会で最終審議し、承認をもって更新とする。規格役員会の審議にあたり更新の骨子を記載した資料を提出する。
- (b) 更新された用語の継続的なメンテナンスは対象技術を扱う標準化委員会に引き継がれる。

(6) 電気専門用語集 Web 版の更新

- (a) 標準化推進室にて電気専門用語集 Web 版の検索ファイルの更新を行う。
- (b) 標準化推進室にて電気専門用語集 Web 版の検索ファイルのアップロードを行う。
- (c) 電気専門用語集 Web 版の更新日 ((5) 項 (a) に示す規格役員会にて承認された年月日) を記す。

注記 電気専門用語集 Web 版の更新は、出版／オンデマンド出版の改正時期に合わせる必要はない。

(7) 公表の方法

メールマガジンで電気専門用語集 Web 版の更新情報を公表する。

(備考)

電気専門用語集の発行形態は、出版社（コロナ社）と電気学会との契約に基づき、出版のみであった。両者の間で 2004 年に覚書が結ばれ、電気専門用語集の発行形態は用語集毎に個別協議して決めることとした。電気専門用語集 No.23「保護リレー装置編」の改定版について、2015 年 3 月 9 日に出版社（コロナ社）との個別協議が実施され、当該 No.23 の改定版をコロナ社は出版しないこと、このため電気学会は No.23 の改定版をオンデマンド出版（有料の冊子）およびオンライン検索（無料の用語単位の検索）の発行形態とすること、当該 No.23 の在庫についてはコロナ社にて対応いただくことが確認された。

(付則)

1. 平成 28 年 3 月 23 日、規格役員会において承認制定。平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 29 年 3 月 23 日、規格役員会において改正。
3. 平成 30 年 7 月 23 日、規格役員会において改正。
4. 平成 31 年 1 月 22 日、規格役員会において改正。